

基安安発 0331 第3号
令和4年3月31日

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長

令和4年度における林業の安全対策の推進について（要請）

林業における死亡災害発生状況は、令和3年の死亡者数（令和4年3月速報値）については令和2年の同期と比べ6人減少し29人となっています。これは平成29年の同期比で10人（25.6%）の減少ではありますが、第13次労働災害防止計画（以下「13次防」という。）で掲げる目標（死亡者数を平成29年と比較して、令和4年までに15%以上減少させる）の達成のためには、引き続き労働災害防止対策を推進することが強く求められます。

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、自主的な安全衛生活動の促進等を図るとともに、平成31年に改正された労働安全衛生規則に基づき、伐木、かかり木の処理及び造材の作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について遵守を徹底することにより、林業における安全対策を推進してきたところです。

今般、13次防における計画期間（平成30年4月から令和5年3月までの5年間）の最終年度である令和4年度における林業の安全対策の推進に係る留意事項について、別添のとおり定めましたので、新型コロナウイルス感染拡大防止にも十分に御配慮された上で、別添を傘下の会員等に御周知されること等により、引き続き、林業の安全対策の推進に特段の御配慮を賜れますよう御協力を願いいたします。

令和4年度における林業の安全対策の推進に係る留意事項

1 労働安全衛生法令の遵守の徹底 (行政運営の方針等)

令和3年の林業における死亡者数（令和4年3月速報値）は平成29年（2017年）の同期比で10人（25.6%）の減少であるが、第13次労働災害防止計画（以下「13次防」という。）で掲げる目標（死亡者数を平成29年と比較して、令和4年までに15%以上減少させる）を達成するとともに、なお一層の労働災害の減少を目的として、厚生労働省は、引き続き平成31年2月に改正された労働安全衛生規則（別添1）を周知するとともに、作業現場での同法令に基づく伐木作業等の安全対策の普及・定着を進めるとともに、その遵守のさらなる徹底を図ることとする。

2 伐木ガイドライン等の普及・定着 (行政運営の方針等)

令和2年1月に、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日基発第1207第3号）（以下「伐木ガイドライン」という。）（別添2、別添3）及び「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日基発第461号の3）（別添4、別添5）が改正されているが、厚生労働省は、引き続き伐木ガイドライン等を周知し、その普及・定着を進めるとともに、同ガイドライン等に基づく安全対策の実施の徹底を図ることとする。

(留意事項)

事業者は、安全衛生教育等の機会を活用し、作業現場での伐木ガイドラインの普及・定着を図り、チェーンソーによる伐木等作業の安全を推進すること。

3 チェーンソーによる伐木等作業に係る安全対策講習会の開催 (行政運営の方針等)

令和4年度、厚生労働省は、委託事業により、チェーンソーによる伐木等作業に係る安全対策講習会（別添6）を開催し、事業場の安全担当者等に、直接、改正省令及び伐木ガイドライン等に基づく安全対策について周知し、チェーンソーによる伐木等作業の安全等の確保を推進する。

(留意事項)

事業者は、労働安全衛生法令及び伐木ガイドライン等に基づく安全等の確保を図るために、事業場の安全担当者等を安全対策講習会に積極的に参加させること。

4 能力向上教育等安全衛生教育の推進 (行政運営の方針等)

厚生労働省は、引き続き、事業者に対して、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 59 条に基づく労働者に対する安全衛生教育の的確な実施について指導を徹底する。

また、厚生労働省は、同法第 60 条の 2 に基づく危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育（以下「能力向上教育」という。）について、令和 3 年 3 月 17 日付け安全衛生教育指針公示第 6 号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する件」により「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム」を改正したことから、令和 3 年 3 月 17 日付け基発 0317 第 2 号「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第 36 条第 8 号の業務）従事者安全衛生教育について」（別添 7）に留意の上、概ね 5 年ごとに労働者が能力向上教育を受講できるよう、事業者に対する周知等を行う。

（留意事項）

事業者は、同法第 59 条に基づく労働者に対する安全衛生教育及び同法第 60 条に基づく職長等に対する安全衛生教育を的確に実施するとともに、同法第 60 条の 2 に基づく危険又は有害な業務に現に就いている者に対する能力向上教育を概ね 5 年ごとに労働者が受講できるよう、安全衛生教育の機会を確保すること。

また、チェーンソー作業については、振動障害防止対策の実施も重要であることから、安全衛生教育の実施に当たっては、「チェーンソー取扱い作業指針について」（平成 21 年 7 月 10 日付け基発 0710 第 1 号。別添 8）等に基づく、「日振動ばく露量 A (8)」をもとにした作業時間の管理等に関する内容も含んだものとなるよう留意すること。

5 林野行政との連携の強化

（行政運営の方針等）

厚生労働省は、地域の実態等を踏まえ、林野庁や都道府県林務部局と連携し、林業現場での労働災害の防止に係る各種取組を進める。これまででも、例えば関係機関連絡会議を開催し労働災害の発生状況を共有して合同パトロールを実施する等、関係都道府県、森林管理署等と連携して労働災害防止に向けて取り組んでいる。引き続き労働基準監督署と都道府県、森林管理署等との間に設けている連絡協議の場を活用する等、事業者に対して上記 1 から 4 の内容を含む労働安全衛生の確保に関して林野行政と連携して適切な指導を行う。

6 林業・木材製造業労働災害防止協会等との連携の強化

（行政運営の方針等）

厚生労働省は、令和 4 年度厚生労働省補助事業（※）等を実施する林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「林災防」という。）と連携を強化し、地域の実態等に即した取組を行うとともに、関係団体等と効果的な連携を図り、林業の安全対策を推進する。

（留意事項）

事業者は、当該取組への参加等を通じて、伐木作業における安全水準の向上等を図ること。

林災防は、13次防に基づき林災防が策定した「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」の最終年度を迎えることから、同計画の計画期間中に多く発生しているチェーンソーによる伐倒作業等の死亡災害について分析するとともに同災害の防止対策を「会員事業場の取組事項」として取りまとめたところであるが、これを会員事業場等の日常作業に反映させるよう取り組むこと。

(※) 林災防は、令和4年度、伐木作業における安全水準の向上等を図るため、安全管理士、林業普及指導員等が連携し、現場パトロール、講習会等を行う。厚生労働省は、令和4年度厚生労働省補助事業として、当該取組を補助する。

(添付資料)

- 【別添1】「伐木作業等の安全対策の規制が変わります！～伐木作業等を行うすべての業種が対象～」（リーフレット）
- 【別添2】「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正（令和2年1月31日基発0131第1号）
- 【別添3】チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日基発1207第3号、改正令和2年1月31日基発0131第1号）
- 【別添4】「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の改正（令和2年1月31日基発0131第4号）
- 【別添5】林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン（平成6年7月18日基発第461第3号、改正令和2年1月31日基発0131第4号）
- 【別添6】厚生労働省委託事業「伐木等作業安全対策推進事業」（令和元年度事業開始）
- 【別添7】チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務）従事者安全衛生教育について（令和3年3月17日基発0317第2号）
- 【別添8】チェーンソー取扱い作業指針について（平成21年7月10日基発0710第1号）

伐木作業等の安全対策の規制が変わります！

～伐木作業等を行うすべての業種が対象～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。



【改正の背景】

林業における労働災害による死者者数は年間40人前後で推移しており、平成23年以降改善がみられていません。死亡災害の約6割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業4日以上の死傷者の起因物では、立木(りゅうぼく)等が約3割、チェーンソーが約2割と多数を占めています。

厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表）を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容

1. チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。
(安衛則、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。）の改正)
2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。
(安衛則の改正)
 - (1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
 - (2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
 - (3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
 - (4) 事業者に、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。
3. その他の改正を行います。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1. 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第10条）関係

- 伐木の直径等で区分されている、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を統合します。
また、統合後の特別教育の時間数を増やします。
既に特別教育を修了している方(※)は、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除されます。

(※) 伐木等の業務に係る特別教育の科目について、十分な知識及び経験を有していると認められる以下の労働者

- ① 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(*1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。)を修了した労働者
- ② 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(*1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く。)を修了した労働者
- ③ 改正前の安衛則第36条第8号の2に定めるチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に関する特別教育(*2)を修了した労働者

なお、改正による新たな特別教育の適用日(令和2年8月1日)より前に、改正後の特別教育の科目の全部又は一部について受講した方は、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

(*1) 胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏っている立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務(伐木等機械の運転の業務を除く。)

(*2) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(※1の業務を除く。)

【受講を省略できる条件】

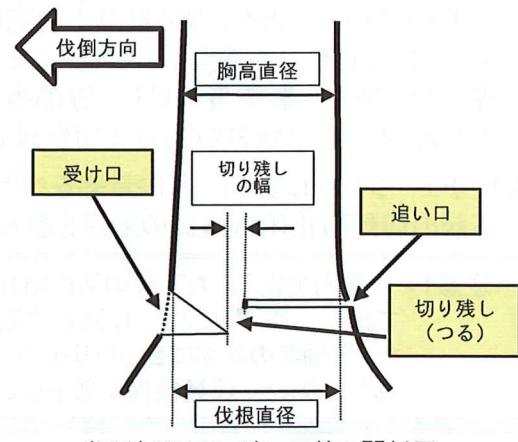
新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講するべき時間の対比表

学科科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講するべき時間			
			①	②	③	
I 伐木等作業に関する知識						
伐倒の合図 退避の方法		4時間				
	伐倒の方法 かかり木の種類及びその処理					
	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用		1時間	1時間	2時間	
II チェーンソーに関する知識						
チェーンソーの種類 構造及び取扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法		2時間		2時間		
III 振動障害及びその予防に関する知識						
振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置		2時間		2時間		
IV 関係法令						
安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項		1時間	1時間	1時間	1時間	
実技科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講するべき時間			
			①	②	③	
V 伐木等の方法						
造材の方法 伐木の方法 かかり木の処理の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	5時間	30分間				
			30分間	30分間	2時間	
VI チェーンソーの操作						
基本操作 応用操作		2時間		2時間		
VII チェーンソーの点検及び整備						
チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法		2時間		2時間		

2-(1) 伐木作業における危険の防止（安衛則第477条）関係

- 胸高直径が概ね20cm以上の立木を伐倒するときに死亡災害が大きく増加していることから、伐木作業において「受け口」を作るべき対象を胸高直径が40cm以上の立木から20cm以上のものへと範囲を拡大します。
- 受け口を作るべき作業の場合、適当な深さの「追い口」と、適当な幅の「切り残し(つる)」を確保することを新たに義務付けます。（図1）

（参考）胸高直径20cm未満の立木は、法令による規制の対象ではないものの、伐木作業に従事する労働者の知識、経験等から、適切に「受け口」、「追い口」、「切り残し」を作ることができる場合には、これらを作ることが望ましい。



（図1）受け口、追い口等の関係図

2-(2) かかり木の処理の作業における危険の防止（安衛則第478条）関係

- かかり木の処理の作業（図2）に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うこと新たに義務付けます。
- やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することができないよう立入りを禁止します。
- 死亡災害が多く発生している「かかり木にかかられている立木を伐倒」（図3）及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒（浴びせ倒し）」（図4）することを禁止します。

＜注意＞「かかっている木の元玉切り」（かかった状態のままで元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。）（図5）は、今般の改正により禁止されるものではありませんが、かかり木の安全な処理方法とは言えないことに留意してください。



（図2）かかり木の処理



（図3）かかられている立木の伐倒



（図4）かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒

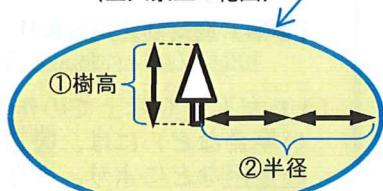


（図5）かかっている木の元玉切り

2-(3) 立入禁止（安衛則第481条）関係

- 従来から、造林、伐木及び造材の作業場所の下方で、伐倒木等の木材が転落、滑落するおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止していますが、新たに、かかり木の処理の作業場所の下方でも、かかり木の転落、滑落するおそれがあることから、労働者の立入りを禁止します。
- 立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、諸外国の基準を踏まえ、立木の樹高の2倍に相当する距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止します。（図6）

②半径が①樹高の2倍の距離の円
(立入禁止の範囲)



（図6）立入禁止の範囲

＜注意＞立木を伐倒するときには、周辺の全ての労働者に合図により的確に情報伝達を行い、立入り禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者が退避したことの確認を徹底してください。

2-(4) 下肢の切創防止用保護衣の着用（安衛則第485条）関係

- チェーンソーによる休業4日以上の死傷災害の多くが、チェーンソーの刃（以下「ソーチェーン」という。）の接触により発生していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、事業者に対し、労働者に切創防止用の繊維を入れた防護ズボン、チャップス等の下肢の切創防止用保護衣（図7）を着用させることを義務付けます。

- チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に対して、下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付けます。



（図7）下肢の切創防止用保護衣

＜注意1＞（図7）で例示した下肢の切創防止用保護衣は、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、JIS T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用してください。また、労働者の身体に合ったサイズのものを着用してください。既にソーチェーンが当たって繊維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないようにしてください。

＜注意2＞チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用してください。なお、作業中の歩行等により、チャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用してください。

3-(1) 車両系木材伐出機械による作業等の作業計画（安衛則第151条の89、第151条の125、第151条の153）関係

- 伐木等の作業においても、重とくな労働災害が発生した場合、速やかに、負傷者を救急車両等により搬送できるようにするため、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架線作業の作業計画を定めるべき事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」を追加します。

3-(2) 修羅(しゅら)、木馬運材及び雪そり運材は、現在、林業の現場でほとんど使用されていないことから、修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止します。

施行期日

このリーフレット内容の施行日は **2019(令和元)年8月1日** です。

（一部の規定*は公布日、特別教育の部分は2020(令和2)年8月1日）

(*): 修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。

（公布日：2019(平成31)年2月12日）

墜落制止用器具(安全帯)に関するお知らせ

- 墜落制止用器具(安全帯)に関し安衛則等が改正され、これまで安全帯を用いて行っていた作業については、墜落制止用器具（一本つりのハーネス型等）を用いることが義務付けられました。

【参照】墜落制止用器具リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

- ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合（フックがかけられない場合など）には、墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。



さらに詳しい情報は、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署まで。

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

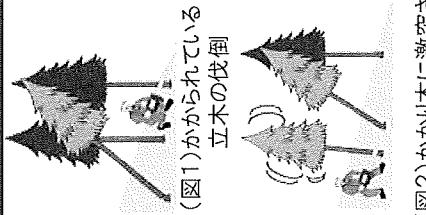
伐木作業等の労働災害防止



「チエーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正(令和2年1月31日基発0131第1号)

1 改正の趣旨

- 従来より、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及び「ガイドライン」という。）に基づき、チエーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。）の安全を推進。
- 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（H30.3.6公表）を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における労働災害等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年2月に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。）により、安衛則を改正したところであり、これに伴いガイドラインを改正するもの。



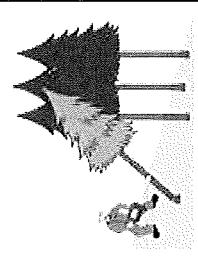
(図1)かかる木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒

2 改正の概要

- ① 改正省令による改正箇所に関する記載について、安衛則に基づく安全対策（義務）であることをより明確に示すこと。

（主な安全対策）

- ・ 安衛則第485条第1項に基づき、事業者は、労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること。
- ・ 安衛則第481条第2項に基づき、伐木作業を行うときは、伐倒ししようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること。
- ・ かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行つてはならないこと。
 - （ア）かかる木の伐倒（図1）、（イ）かかる木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し）（図2）、（ウ）かかる木の元玉切り（図3）、（エ）かかる木の肩担ぎ、（オ）かかる木の枝切り
 - （ア）及び（イ）については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、（ウ）から（オ）までについても、かかる木の処理の作業を安全に行うものでは言い難いことから、実施しないよう確実に指導すること。
- ② 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」中で示された伐木等作業における安全対策の提言を踏まえ、伐木等作業における労働災害の防止のための作業計画の作成等の項目を追加すること。
- ③ 伐木等作業の実態等を踏まえ、伐木等作業における労働災害防止対策その他の関連する記載をより適切な表現に改めること。
- ④ 「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」（H14.3.28基安安発第0328001号）に係る記載をガイドラインに明確に示すことにより、伐木等作業の安全を一體的に図ること。



(図2)かかる木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒



(図3)かかる木に激突させるためにかかり木の元玉切り

チエーショナーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

目的・趣旨

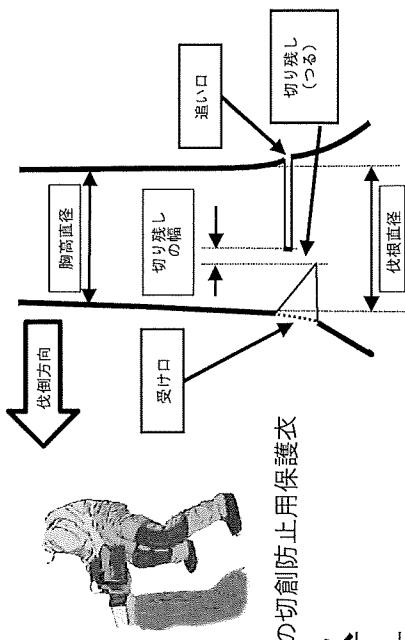
- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成27年にチエーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（H27.12.7基発1207第3号、改正R2.1.31基発0131号。以下「ガイドライン」という。）を定め、チエーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。）の安全を推進。

○ ガイドラインは伐木等作業に適用。なお、伐木作業の結果かかり木が生じた場合及び既にかかり木が生じた場合における被害木、枯損木等が、他の立木に寄りかかつたものを除く。）を対象。

○ 处理のための準備等の作業を行う事業者は、安衛法令に基づく措置を的確に履行することにより、伐木等作業の安全対策を徹底。また、労働者は、安衛法令により労働者に義務付けられている措置を的確に履行することにより、事業者が行うガイドラインに基づく措置を遵守することにより、伐木等作業の安全対策の徹底。

2 構要

-



(図2)受け口、追い口等の関係図

①伐倒木の転落等による危険を防止するための措置を講じること、②伐倒作業で受け口と追い口の間に適当な幅の切り残し（つる）を残すこと（図2）等。

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の改正 (令和2年1月31日基発0131第4号)

1 改正の趣旨



- 従来より、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及び「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(H6.7.18基発461号の3。以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制の整備・確立などを図り、被災労働者の早急な救護などを促進。
- 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(H30.3.6公表)を踏まえ、車両系木材伐出機械を用いた作業による労働災害等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年2月に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。）により、安衛則を改正したところであり、これに伴いガイドラインを改正するもの。

2 改正の概要

- ① 改正省令による改正箇所に関係する記載について、安衛則に基づく安全対策（義務）であることをより明確に示すこと。
 - ・ 安衛則第151条の89第2項（車両系木材伐出機械を用いて行う作業）、第151条の125第2項（林業架線作業）及び第151条の153第2項（簡易林業架線作業）に基づき、各作業の作業計画に示す事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」が追加されたことを踏まえ、ガイドラインにおける記載を改正省令の規定に合わせた。
- ② 山林における通信を取り巻く環境等を踏まえ、林業の作業現場における緊急連絡体制その他の関連する規定をより適切な表現に改めること。
 - ・ ガイドラインでは、従来、無線通信（トランシーバーを含む。）による通信を前提にしていたが、昨今の携帯電話の普及及状況（※）等を踏まえ、携帯電話等（スマートフォンを含む。）による通信も可能であることを明確にした。
(※) 電気通信事業者がそのサービスを提供する携帯電話等のサービスエリアは、人口比率で99.99%をカバー（平成29年度末（総務省））。

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン

1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成6年に「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(H6.7.18基発461号の3、改正R2.1.3基発0131第4号。以下「ガイドライン」という。)を定め、労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制の整備・確立などを図り、被災労働者の早急な救護などを促進。
- 伐木、造林等の作業を行う作業現場を有する林業の事業者に対して、ガイドラインを適用。

2 概要

- (1) 事業者は、緊急時における連絡体制等を整備すること。
 - ① 事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため、通信が可能である範囲、作業場所における作業中の労働者相互の連絡の方法等必要な事項を定め、その内容を関係労働者に周知すること。
 - ② 作業現場における安全の確認、労働災害発生時の連絡責任者を定め、その内選任すること。
- (2) 事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に、次の事項を行うこと。
 - ① 連絡責任者における連絡の方法の確認をさせること。
 - ② 携帯電話等の端末又は無線通信の機器のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講じること。
- (3) 事業者は、連絡責任者に、作業現場において、次の事項を行わせること。
 - ① 作業現場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による通信が可能である位置を確認しておくこと。
 - ② 労働者が所在不明となつた場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を実施すること。
- (4) 事業者は、労働者に、作業現場において、次の事項を行わせること。
 - ① 連絡責任者の指示に従つて労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。
 - ② 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチエーンソーの音がしなくなった場合等には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。
- (5) 事業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に、次の事項を行わせること。
 - ① 労働災害の発見した労働者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡すること。
 - ② 原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関に所要の連絡を行うこと。 等
- (6) 事業者は、関係労働者に対し、無線通信の通信機器の機能及び取扱いの方法等について教育訓練を行うこと。

厚生労働省委託事業「伐木等作業安全対策推進事業」(令和元年度事業開始)

- 伐木等作業の安全等を図るために、伐木等作業を行う事業場の安全担当者等を対象に安全対策講習会(全国7箇所)を開催。
- 同講習会では、改正労働安全衛生規則(平成31年厚生労働省令第11号)及びチエーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(H27.12.7基発1207第3号、改正R2.1.31基発0131第1号)を踏まえ、新たに開発した「チエーンソーを用いた伐木作業安全マニュアル」を活用。

労働災害発生状況

- (※令和3年度概算予算要求時点)
 □ 伐木等作業の多くは林業で行われておりますが、林業の労災による死亡者数は高止まり。
 □ 林業における死亡者数は、減少低調。(H28/H11死亡者変化率:全産業0.47、林業0.58)
 □ 林業における死傷千人率(※)は、全産業と比べ高い。(H28:全産業2.2、林業31.2)
 □ (※)1年間に労働者1,000人あたりで発生した死傷者数の割合
 □ 林業では、チエーンソーによる伐木作業中に発生する死亡災害が全体の6割程度。
 □ 國際的にも、林業の労働者1万人あたりの死亡率高い。(オーストリア5.50、日本8.04)

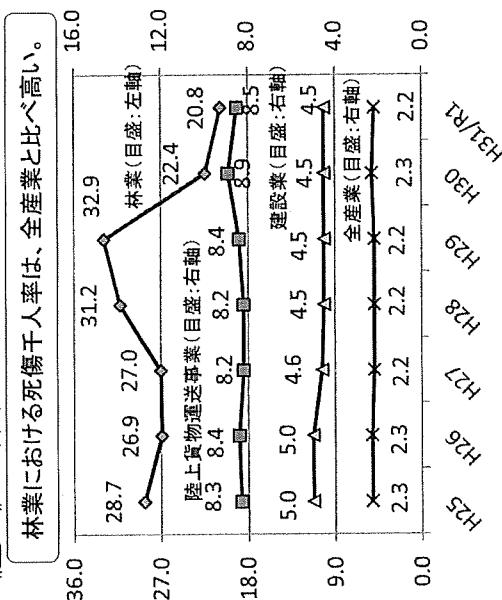
これまでの厚生労働省における取組

- 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」を公表(H30.3.6)。
 □ チエーンソー業務従事者安全衛生教育のカリキュラムについて充実を図るべきである。伐木等作業に係る労働災害の発生状況をみると、基本的な安全作業が実施されないことによる災害が多発発生しているため(略)教育の実施を支援するための予算措置についても検討すべきである。(第3-3-(4))
- 平成31年2月、労働安全衛生規則を改正し、伐木等作業の安全対策の規制を強化。
 また、上記規則改正を踏まえ、令和2年1月、「チエーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を改正し、チエーンソーによる伐木等作業の安全対策を推進。
- 林業は、13次防(平成30年度～平成34年度)における死亡災害防止の重點業種。
 (ウ)林業における伐木等作業の安全対策のあり方にに関する検討会」における議論の結果を踏まえ、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全教育の充実等必要な安全対策の充実強化を図る(略)。

事業概要

- 「チエーンソーを用いた伐木作業安全マニュアル」の開発(令和2年度)
- 伐木等作業を行う事業場の安全担当者を対象に安全対策講習会の開催(令和元年度～)
 (全国7箇所(①北海道、②東北、③関東・甲信越、④東海・北陸、⑤近畿、⑥中国・四国、
 ⑦九州・沖縄)、各50人、計350人)(※林業適用事業場数3,913(H26.7.1))

《図1》 林業における死傷年干人率の推移



《図2》 林業における作業の種類別死亡者数
 (平成27～28年発生分79人の内訳)

- チエーンソーによる伐木作業(チエーンソー作業)中に発生する死亡災害が全体の6割程度。
- 伐木作業以外の作業

